

依教育部 114 年 9 月 24 日臺教人(二)字第 1144203206 號函

辦理清查之相關說明

一、個案判斷要件

- (一) 現職公立高級中等以下學校正式教師
- (二) 持有 106 年 5 月 26 日師資培育法修正後之教師證，且教師證上載有折抵教育實習並備註適用法規為師資培育法第 22 條第 1 項者。

二、符合上述要件且符合教師待遇條例第 9 條第 1 項者得辦理改敘

- (一) 114 年 9 月 24 日至 114 年 12 月 23 日申請改敘者，溯自 114 年 9 月 24 日生效。
- (二) 114 年 12 月 24 日以後申請改敘者，自申請之日生效。

三、請提供以下資料報本府改敘：

- (一) 敘薪請示單
- (二) 教師核(改)敘薪給應附證件檢核表
- (三) 教師證及折抵教育實習證明(若遺失請向師培中心申請)
- (四) 代理教師年資證明文件
 - 1. 時任偏遠地區學校代理教師敘薪函
 - 2. 加註服務成績優良之服務證明或離職證明
 - 3. 加註公開甄選之證明文件(如敘薪通知書、服務證明或離職證明)
- (五) 歷次的敘薪書函
- (六) 最新學年度成績考核通知書

(二)	初任教師核薪併職前 代理教師年資提敘案
-----	------------------------

改敘

請於檢核表(二)下方手寫改敘

四、請於 WebHR 人力資源管理資訊系統維護教師個人資料(新增採計本次得提敘之年資)並報送教師敘薪請示單。